木造住宅耐震改修総合支援事業の流れ

延　岡　市	耐震診断士（申請者の代理人）	申 請 者 （ 住 宅 所 有 者 ）	施工業者（診断士と異なる場合）	提　出　書　類　等
申請者の相談受付	ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ派遣（申請者に説明）	診断士を選ぶ	※改修工事の前に診断士による耐震診断が必要です。 （調査～診断書類作成～報告書等作成～診断終了）	
受理・審査	（1） 補助金交付申請書の作成・提出	内容の確認		(1) 補助金交付申請書等の提出書類 ① 補助金等交付申請書（様式第1号） ② 事業計画書（様式第２号） ③ 位置図 ④ 建設時期のわかる公的機関が発行した書類の写し 例えば、固定資産税納税通知書兼明細書（資産税課） 全部事項証明書（法務局）、建築確認通知書 ⑤ 耐震診断計算書の写し（補強設計案） ⑥ 耐震補強工事平面図等 ⑦ 工事箇所詳細図 ⑧ 耐震補強工事内訳書の写し（設計事務所のもので可） ⑨ 証明する誓約書（様式第３号） ⑩ 事業完了後についての誓約書（居住していない場合） （様式第4号） ⑪ 診断士が申請書を提出する場合　委任状（様式第６号） ⑫ その他市長が定めもの ・宮崎県木造住宅耐震診断士登録証の写し ・公的機関が発行した地番と住所（住居表示）が違う場合「住居表示等に関する証明」（都市計画課） ・一親等内の親族が居住又は1年以内に居住する場合所有者と親族であることがわかる書類
（2）申請者へ「補助金交付決定書」の通知		内容の確認	※交付決定通知後の変更交付申請については、建築指導課の担当者にご相談ください。	
	（3） 補強の実施設計及び工事完了までの工事監理業務の契約			
		施工業者を選ぶ	工事見積書の提出	
受理・審査	（4） 耐震補強設計報告書の作成・提出 （施工業者の工事見積書の写しを添付）	内容の確認		
（5）申請者へ「補強設計確認書」の通知		内容の確認		
		（6） 施工業者と耐震補強工事の契約		
			工事に着手	
受理・現場検査	（7） 中間検査の申請			(9) 実績報告書の提出（事業完了日から30日迄に提出） ① 補助事業実績報告書（様式第14号） ② 事業実施報告書（様式第15号） ③ 耐震補強工事に係る各契約書の写し（※原本持参） ・設計及び工事監理に関する契約書（設計事務所） ・耐震補強工事に関する請負契約書（施工業者） ④ 契約額に対する支払後の領収書の写し（※原本持参） 契約ごとにそれぞれ領収書をもらうこと ⑤ 耐震補強工事平面図（写真撮影位置記入のこと） ⑥ 耐震補強工事箇所すべての写真 （施工前・施工中・金物取付状況・施工後） ⑦ 工事監理報告書の写し（建築士法第20条第3項）
申請者へ「中間検査の結果」の通知		内容の確認	耐震改修工事の完了	
	（8）工事完了を確認・設計事務所と施工業者に対し費用の支払いを行う（領収日が事業完了日） **※補助金の代理受領をする場合は「補強工事代金」から「補助金交付決定額」差し引いた額を施工業者へ支払う**			
受理・審査	（9） 完了実績報告書の提出	内容の確認	（8）支払について ※設計事務所及び施工業者より、それぞれ領収書をもらってください。 ※代理受領をするかどうかは、申請者と施工業者で話し合いを行ってください。	
（10）申請者へ「補助金額確定通知書」の通知		内容の確認		
補助金の振込み **※代理受領の場合は 施工業者の口座へ振込み**	（11） 補助金請求書 の提出	**※代理受領の場合は「代理受領に関する委任状」を添付する**		(11) 補助金の請求（３月中旬ごろまでに提出願います） ① 通帳の写し（店舗番号と口座番号が判るもの） ② 補助金等請求書（様式第７号） ※請求書の申請者欄は建物所有者です。 ③ 代理受領の場合は「代理受領に関する委任状」の提出 ※代理受領のときは、①と②の振込口座は施工業者の口座になります。
	申請者又は受任者（施工業者）どちらかへ振込み	（12） 補助金の受領	（12）補助金の受領 **※代理受領の場合**	